

東海支部と東海地域の知財について

平成 26 年度日本弁理士会東海支部長 尾崎 隆弘



要 約

東海支部は設立から 18 年が経過し、「東海モデル」と呼ばれ、内外から高く評価されている。本稿では東海支部の組織や活動等について平成 26 年度を中心として紹介する。

目次

1. はじめに
2. 東海支部の組織
 - (1) 支部設立の経緯
 - (2) 組織構成
 - (3) 東海支部組織再編
3. 東海支部の活動成果
 - (1) 教育支援
 - (2) 知財知識普及活動
 - (3) 中小企業支援活動
 - (4) 東海地域の諸機関との交流・連携
 - (5) 発明相談
 - (6) 東海地域の他士業との交流・連携
 - (7) 対内活動
 - (8) その他
4. 提言
5. まとめ

1. はじめに

東海支部は、愛知県、静岡県、岐阜県、長野県、三重県（会員数順）を管轄地域とし、近畿支部について平成 9 年 1 月 31 日に設立され、設立後 18 年が経過した。その間、弁理士会において全国総支部化が実施された。支部設立当初、支部会員数は約 200 名であったが、平成 26 年度、弁理士会の全会員数の 8% に相当する約 800 名である。東海支部は地域知財に対する着実な貢献を続けており、「東海モデル」とも言われるほど、東海支部の活動は弁理士会内外から高く評価されている。

支部会員数の飛躍的な増加、地域知財活動の活発化など、内外の大きな環境変化に伴い、18 年の間に支部組織・活動も大きく変化した。支部の歴史の中で歴代役員が社会貢献活動の必要性を訴え続けており、その

考えが支部会員に浸透している。地域知財においても弁理士会全体においても、支部の重要性は今後も高まるであろう。

2. 東海支部の組織

(1) 支部設立の経緯

支部設立当初、県委員会を除くと、総務委員会、特許制度昂揚普及委員会（現「知的財産制度推進委員会」）、倫理違反者調査委員会（現「法務委員会」）の 3 つの委員会のみであった。その後、支部管轄地域における地域知財活動の活発化に対応して、委員会の数が順次増加し、これに伴い必要となる委員数も増加した。平成 26 年度、支部委員会数は 17、支部役員数は 15 名、支部委員会委員総数は 181 名である。

(2) 組織構成

平成 26 年度、支部役員は、支部長 1 名、副支部長 4 名、幹事 10 名、監査役 3 名の全 18 名で構成される。支部長の任期は 1 年である。副支部長はそれぞれ「渉外」「財務」「総務」などに分けて職務を担当し、支部役員会内の各部会の長も兼ねる。正副支部長会議は平成 26 年度、18 回開催された。正副支部長は激務であり、引き受ける人材が徐々に少なくなっており、今後に課題が残る。支部役員会は不定期に逐次開催される。長野・静岡を含めて各県幹事は毎回遠方から名古屋まで来る。支部総会は 6 月に定時支部総会、12 月には次年度役員承認について審議する臨時支部総会を開催する。他士業と比較して支部総会の出席者数は非常に少なく、参加者を増やす工夫が必要である。支部室職員は 3 名（うち派遣社員 1 名）体制である。

支部の委員会には、10 の支部総会承認設置委員会と、7 つの支部役員会承認設置委員会がある。

近年、新規支部会員を中心とした若年登録者が支部会務に積極的に参加している。委員の「公募」と「指名」を取り入れている。「公募」は本会委員会でも採用されているが、東海支部では支部長による「指名」を行っている。一定期間以上継続して支部の委員会活動歴がない支部会員は、抽選によって委員として指名を受けるという支部長指名制度があり、支部活動の未経験者は強制的に各種委員会の委員を経験する。指名を受けた委員の多くは次年度以降の支部活動に前向きになる。

[支部総会承認設置委員会]

① 総務委員会

支部会員への情報提供、支部地域における広報、原稿執筆、名古屋分室の管理等、広報活動がメインである。毎月の支部ニュース（電子メール形式）の企画・発行、支部HPの管理、地元経済新聞への原稿提供、支部会員名簿の作成・発行、支部危機管理体制の構築・危機管理マニュアルの見直し、年1回の支部活動の報告である「支部だより」の発行、名古屋大学先端技術研修の企画運営、支部室及び支部室内書籍・備品の管理などである。

② 知的財産制度推進委員会

支部地域における知的財産権制度の推進・昂揚普及活動、対外的事業の企画・実行等を行う。「発明の日」「弁理士の日」「支部設立記念セミナー」「休日パテントセミナー」における講演・イベント等の企画・実行を行う。委員は概ねいずれかのセミナー講師を担当し、イベントにおいては小学生などを相手に工作教室の指導員等として活躍している。担当行事内容の性質上、休日に活動を行うことも多く委員への負担も大きい。会務にやりがいを感じる委員も少なくない。

UR-10 委員会は、平成 17 年度に設置された支部活動の入門的委員会であり、積極的な若手会員の受け皿となっていた。平成 26 年度、委員の若年化に伴い知的財産制度推進委員会に統合した。

③ 法務委員会

東海支部規則等の検討、支部会員の綱紀保持及び支部地域における弁理士法違反調査を行う。また、弁理士倫理の啓蒙を主目的として支部地域における新規登録者向けに「東海支部オリエンテーション」の企画・実行等も行っている。支部規則等の検討など複雑かつ正確性が要求される活動が大半を占めるため、ベテランの支部会員の割合が多い。

④ 教育機関支援機構

機構員は2年任期であり、支部地域における教育機関への支援活動等を行っている。自治体等向けの支援活動とは区別された独自の活動を行う。教育機関への支援は自治体や企業向けの支援活動とは目的・内容が異なるものと考え、平成 16 年度に設置された。若手会員及び女性会員の割合が多い一方、教育支援に熱心なベテラン会員がリーダー的存在として活躍している。大学、諸学会と協力して、小学生から大学生に至るまで、科学や知財に興味を抱かせ、将来の発明者や知財人材を育成し、日本の科学技術創造立国の発展に弁理士が貢献することに意義がある。平成 26 年度は、合計 67 回のゼミ、講義、講演等の教育支援を実施した。大学キャラバン隊により、名古屋市立大学北千種キャンパス及び山の畑キャンパスにおける東海支部協力講座、知財紛争劇、小中高への知財授業等を実施した。名古屋大学で毎年おもしろ科学教室を開催している。支援センターと協力した高専での知財授業も実施している。

⑤ 知的財産支援委員会

支部地域における官公庁・中小ベンチャー企業の支援・講師派遣等を行っている。本委員会も、支援・講師派遣等を全般的に職務権限としていた従来の委員会から独立して平成 17 年度に設置された。近年その活動範囲が拡充されつつある。他士業団体との連携など、地域知財活動の支援を目的とした活動領域が期待され、愛知県中小企業診断士協会の講習会に講師を派遣した。

⑥ 人事委員会

人事委員会は東海支部の役員、委員等の人事に関する諸問題及び選任制度について研究し、企画し、実行する委員会である。委員候補の名簿作成、委員の指名抽選を行う等の活動を行っている。

⑦ 各県委員会（岐阜県委員会 三重県委員会 静岡県委員会 長野県委員会）

各県委員会は、支部管轄5県のうち愛知県を除く4つの県に設置されており、各県域における会員の情報収集・伝達、公的機関等の支援等を行っている。近年の地域知財活動の活発化に伴い、各県域における「休日パテントセミナー」やフォーラム、セミナー、イベントの実施、他士業との交流・連携など各県委員会の活動範囲が広がっている。

[支部役員会承認設置委員会]

① 知財政策検討委員会

支部地域の知財政策についての関係機関に対する提言・調査等を行う。委員は正副支部長と、過去、5年以内の支部長経験者である。東海地域における知財関係諸機関・公的機関、あるいは、本会に提言する場合に、東海支部の「シンクタンク機関」として機能することを期待して設置された。

② 特許委員会

特許制度改正動向の把握、支部会員への伝達等を行う。平成26年度は「記載要件を見たす、満たさないの境界線について」の報告会を開催した。

③ 意匠商標委員会

意匠商標制度改正動向の把握、支部会員への伝達等を行う。平成26年度は「意匠の国際登録制度と改訂商標審査基準の注意点」の報告会を開催した。

④ 知財総合対策委員会

産業財産権以外の知的財産制度の動向の把握、支部会員への伝達等を行う。平成26年度は著作権を調査研究し、著作権の体系及びQ&Aの解説についての研修会を開催した。

⑤ 国際知財委員会

諸外国の知財制度の動向の把握、支部会員への伝達等を行う。平成26年度はインドネシアに委員を派遣し、知財制度の研究を行い、平成27年2月20日に東南アジア知財戦略セミナーを開催した。

⑥ 支部活動応援委員会

東海支部が行う支部活動を事業の企画実行を応援する委員会である。

⑦ 東三河地区設立準備委員会

平成27年度、「東三河地区委員会」が発足する予定である。

(3) 東海支部組織再編

東海支部を取り巻く環境の変化に伴い、UR-10委員会を平成26年6月2日付で廃止し、知的財産権推進委員会に統合した。支部活動応援委員会を新設し、東南アジア知財委員会と外国特許実務委員会を統合し国際知財委員会を設立した。東三河地区委員会設置準備委員会を新設し、自治体や知財関係機関等に対する活動母体について、調査・検討した。

支部活動に積極的に参加する若い人材が育ってきており、大変、頼もしい。会務に参加しやすくするため、今後も、組織再編の継続検討を期待したい。

3. 東海支部の活動成果**(1) 教育支援**

東海支部では、教育機関の支援を専門に行う「教育機関支援機構」が独立した委員会として設置されている。地域内大学には、都度、知的財産教育プログラムに基づいた知財に関する講義・セミナーの講師や相談員を派遣している。派遣は、教育機関支援機構内に設置されている「大学キャラバン隊」を母体として行われる。大学支援を目的にする前述の「大学キャラバン隊」とは別に、小中高等学校への教育支援を実施している。本年度は高等学校向けに知的財産講義を行ったが、これ以外に、特に知財「電子紙芝居」を利用した小学校向けの出前授業を行った。

教育機関での知財授業

**(2) 知財知識普及活動**

① 休日（週末）パテントセミナー

一般市民・企業の知財担当者向けのセミナーである。各種テーマに沿って講演する形式であるが、企業関係者が含まれるため、高度な実務的質問も寄せられる。本年度で14年目になる企画で、徐々に開催会場、開催回数を拡大してきた。原則、土曜日の午後で開催され、平成26年度は18回実施した。リピーターも多いが、開始以来延べの受講者数は数千人に達し、東海支部地区での産業財産権制度の昂揚普及に大いに貢献している。講師となる弁理士のプレゼン能力向上の場となっている。

② 「弁理士の日」記念フェスタ

東海支部を代表するビッグイベントである。2014年7月6日(土)、MOZOワンダーシティで開催し、一般、園児、小学生など来場者は延べ3519名であった。自然科学体験(工作教室)、発明絵画、知的財産相談会、パネル展示、ステージショー(ご当地キャラ)写真撮影 & 握手会、ご当地キャラステージ & 旗揚げゲーム、ステージ & 知財クイズを行い、知財への関心、また、弁理士の知名度を高めた。

(写真) 「弁理士の日」記念フェスタ



③ サイエンスショー

毎年開催される。平成 26 年 8 月 2 日、先端技術連携リサーチセンター 3 階会議室で、工作教室を開催し、併せて、知財制度と弁理士の説明も行った（来場者数 794 名）。

(写真) サイエンスショー



(3) 中小企業支援活動

① メッセナゴヤ

平成 26 年 11 月 5 日～11 月 8 日の 4 日間、6 万人以上の来場がある、中部地区で最大級の異業種交流展示会にブースを出展し、ポスターの展示、仲裁センター

(写真) メッセナゴヤ



名古屋支部のメンバーの協力を得ながら、特許・商標・著作権等に関するミニセミナーや無料相談会を開催した（参加者 166 名）。平成 26 年度は愛知県発明推進協会、名古屋商工会議所の協力を得て開放特許プレゼンテーション in メッセナゴヤを行った。

② 外食産業フェアへの出展

平成 26 年 10 月 14 日～10 月 16 日の 3 日間で、知的財産に関する無料相談の実施、ポスターの展示、ミニセミナーの開催を行った（参加者 127 名）。

(写真) 外食産業フェア



③ 支部設立記念セミナー

東海支部では、毎年 1 月末に「支部開設日記念知的財産セミナー」を開催している。企業の知財担当者、

(写真) 支部設立記念セミナー



弁理士，中小企業経営者を対象に500人収容規模で企画され，中部地区でも有数の知財セミナーとして好評を得ている。その時々の特ピック的なテーマを選択し，弁理士会関係者，企業関係者，大学関係者，海外代理人などの様々な講師・パネラーを迎える。平成27年1月30日(金)に，特許編：「アップルと戦った男たち」，意匠編：「デザイン・ブランド・知的財産，ユニオンの知財戦略について」，商標編：「ものづくりは，演歌だ。～おもしろネーミングに見る商標戦略！～」のテーマで開催した（聴講者463名）。今年は弁理士単位認定のセミナーとした。

④ 知財サロン

知財サロンは，ほぼ毎月のペースで開催され，悩みを抱える中小企業の経営者同士が，専門家を交えて気軽に意見交換できる場である。中小企業の経営幹部に限定し，弁理士とグループディスカッション形式で知財制度や企業における知的財産の取り扱いについて語り合う知財経営の勉強会で，毎月1回平日の夕方に開催している。サロンの閉会後には懇親会を行う。サロンに参加する経営者にとっては，知財活用のコツを知り，若手の弁理士は中小企業経営者と話し合う貴重な体験ができ，先輩弁理士の考えを知る貴重な場である。今後は，個別企業からの相談や企業への出張相談など，支援活動の拡大を期待したい。愛知県との共催であるが，参加者数が頭打ちの状況にあり，状況を打開する工夫，例えば，他の士業などへ広く参加を働き掛けることが課題である。

(4) 東海地域の諸機関との交流・連携

平成15年度には「あいち知的財産創造プラン」が，平成17年度には「中部知的財産戦略推進計画」が策定され，新あいち知的財産創造プラン推進協議会，岐阜企業力強化推進会議，名古屋中小企業外国出願支援事業費補助金交付審査委員会，中小企業外国出願支援事業費補助金審査会，富士宮市知的財産権取得事業費補助金審査業務，工業技術グランプリ審査会等，定期的に会議が開催され，正副支部長等が参加している。

平成17年9月に中部知的財産戦略本部が設置され，支部長が本部員として参加している。愛知県，岐阜県，三重県，富山県，石川県を管轄する中部経済産業局主催で，中部知財戦略本部会合が平成26年度2回開催され，第3期推進計画における施策事業体系が審議された。

長野県及び富士宮市・富士宮商工会議所とは平成19

年度に「知的財産支援協定」が締結されており，セミナー開催などにおいて協力体制が構築されている。

毎年，中部経済産業局，愛知県産業労働部，名古屋市市民経済局，愛知県発明推進協会，弁理士会東海支部から構成される「知的財産権関係5機関連絡会議」を毎年開催し，意見交換を行っている。

地元企業や商工会議所，発明推進協会等との協力に関し，発明くふう展などへの審査員・表彰員の派遣を年に9箇所行っている。

(5) 発明相談

自治体や商工会議所などからの要請に対し，相談員派遣を行っている。支部室には「常設特許相談室」が設置されている。無料特許相談を支部会員の義務として規定し，所定の免除理由がない支部会員は全てその任に当たる。平成26年度支部規則改正によって，「常設特許相談室」から「常設知的財産相談室」に変更された。相談件数は減少傾向にある。

(6) 東海地域の他士業との交流・連携

愛知県弁護士会など約15団体の他士業などの総会及び懇親会などへ正副支部長が分担して出席し，他士業との交流を図っており，また，これらの他士業団体を支部総会後の懇親会等に招待して交流を図っている。

自由業10団体から構成される「名古屋自由業団体連絡協議会」に参加し，定例会議への出席のほか，「無料よろず相談会」「大学生のための資格業ガイダンス」に相談員を派遣している。また，当連絡協議会が例年企画する若年登録者の交流を目的とした「自由業フレッシュマンフォーラム」に多数の支部会員が参加している。定期的に当番会を担当する。「西三河自由業フォーラム」，「東三河自由業フォーラム」にも参加している。

岐阜県では，士業11団体から構成される「岐阜県士業連絡協議会」に参加しており，会議に参加し，相談会などに相談員を派遣している。

静岡県では，士業8団体から構成される「静岡県士業連絡交流会」に参加しており，会議に参加し，相談会などに相談員を派遣している。

公認会計士協会東海会，日本技術士会中部本部，愛知県中小企業診断士協会とは，意見交換会などを実施しているほか，互いの専門分野における知識を深めることを目的として共同研究会，意見交換会などを開催している。

平成26年度，東海支部は，東海各県の中小企業診断

士協会と覚書を締結し、今後の交流の拡大の基盤固めを行った。

(7) 対内活動

例年、長野・静岡の支部会員との交流・意見交換を目的として「長野フォーラム」及び「静岡フォーラム」を実施している。内容は主に研修会及び意見交換会である。

支部地域における自主的な研修・研究会として「東海フォーラム」を実施している。研修所が企画・実行する研修とは別の観点から行うものであり、「若手会員の夕べ」（若手会員の交流を目的とした研修・交流会）などを企画している。

例年、新規弁理士登録者のうち支部地域における登録者向けに「東海支部オリエンテーション」を企画し、支部組織の説明、支部活動についての啓蒙及び会員間交流を行っている。

6月の総会後の正副会長と支部会員との懇談会及び懇親会、1月に新春交歓会、3月に現新正副会長と語る会を開催している。

(8) その他

①名古屋税関の税関モニター見学会・意見交換会、支部サミット、地域企画調整委員会、支援センター部会長会議、文科省 JICA プロジェクト研修生との意見交換などに参加している。

②研修会

平成 26 年 10 月 28 日「企業における競争力アップのための知財人材育成法を学ぼう！」を開催した。企業における知財教育の重要性、知財部員教育を中心とした研修である。

平成 27 年 3 月 27 日に自然科学研究機構・核融合科学研究所「知的財産に関する研究者向け研修」、平成 26 年 8 月、9 月、10 月に愛知県中小企業診断士協会平成 26 年度理論政策更新研修、平成 26 年 10 月 17 日に富士宮市「特許法等改正セミナー」、平成 26 年 5 月 17 日に日本技術士会中部本部「年次大会」等に講師を派遣した。

③国際活動

東海地域には自動車関連企業が多く、これらの企業は中国・タイ・インドネシア等に進出し、或いは進出を計画している。東南アジア諸国では欧米先進国に比べて知財制度も、知財人材も未だ成熟しておらず、審査の遅れや、模倣の横行が問題となっている。平成 26

年度、国際知財委員会を設立し、インドネシアに調査団を派遣し、現地法律事務所、現地特許庁等の協力を得つつ、インドネシアの知財制度の現状を網羅的に研究した。研究成果を支部会員・産業界に還元し、研究活動を通して次世代を担う国際派弁理士の養成を図るためである。

④知財仲裁センター名古屋支部のシンポジウム

東海支部長が毎年、日本知財仲裁センター名古屋支部の支部長又は副支部長を兼任する。平成 26 年 11 月 18 日「企業の研究開発を支える知財活動，“Freedom to Operate”を学ぼう!!」を開催した（参加者 336 名）。

⑤広報活動

メッセナゴヤで、着ぐるみの「はっぴょん」が初登場した。その他、新聞記事として、「中部経済新聞」での知財啓発記事「知財あれこれ」の定期掲載、三重県委員会が作成する記事の伊勢新聞への掲載、中日新聞社主と正副支部長の懇談をまとめた「口遊録」の掲載、中部財界掲載記事、各種新聞記事への賛助広告を行っている。東海支部の活動は、東海支部 HP からの閲覧も可能となっている。

4. 提言

平成 26 年度東海支部長が組織改革特別委員会の第 3 部会の委員に任命された。支部関係の組織改革について、東海支部知財政策検討委員会で検討し、意見を取り纏めて、第 3 部会に意見を提出した。組織改革特別委員会における答申書に基づき、「日本弁理士会東海会」等への名称変更を行い、支部長・副支部長は会長・副会長とする、支部規則第 3 条は使命条項を反映した明確な規定にするとの改正を期待する。再来年には、東海支部設立 20 周年を迎えるので、速やかな実現を期待する。

5. まとめ

東海支部ではベテランから若手の支部会員までバランスよく積極的に会務に参加する体制が構築され、また、東海地域の知財関連諸機関や他士業とも良好な関係にある。今後も東海支部の活動が継続し発展することを期待する。

以上
(原稿受領 2015. 3. 20)